

図 表

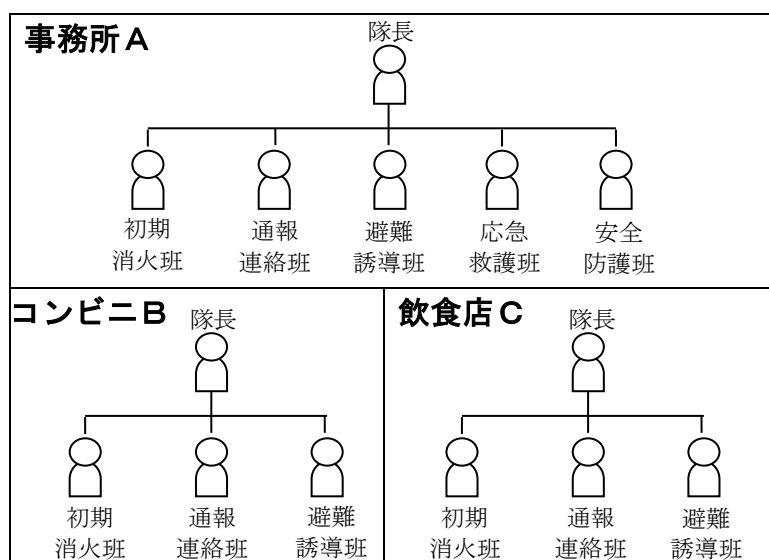


図 2-1 自衛消防隊の編成イメージ

表 2-1 自衛消防に関する制度

	自衛消防組織の制度	防災センター要員制度	自衛消防活動中核要員制度
根拠法令	消防法第8条の2の5	火災予防条例第55条の2の2 火災予防条例第55条の2の3	火災予防条例第55条の5
施行	平成21年6月1日	防災センターの設置： 昭和50年10月1日 資格者の配置： 昭和55年7月1日	昭和47年7月1日
制度概要	- 一定規模以上の建物に、火災・地震等の災害に対応できる自衛消防組織を設置 - 組織を統括する者等（統括管理者・班長）を資格者とし、必要な責務・役割等を付与	- 一定規模以上の建物に防災センターを設置 - 防災センターにおいて監視・操作等の業務に従事し、自衛消防活動を行う資格者を配置	- 特定の用途で、面積や収容人員が一定規模以上の建物の自衛消防隊を強化 - 災害発生時の自衛消防活動の中核となる資格者を配置
設置配置方法等	管理権原者が設置（複数権原建物の場合、共同で設置）	管理権原者が防災センターを設置し、資格者を配置	管理権原者が必要数の資格者を配置（担当区域が必要な場合、本部及び担当区域に資格者を配置）
必要資格	自衛消防業務講習修了証（講習）	自衛消防技術認定証（試験） 防災センター要員講習修了証（講習）	自衛消防技術認定証（試験）
求められる能力等	自衛消防組織の統括、指揮能力	防災センターを活用するための判断、指揮能力	自衛消防活動能力
必要資格者数	統括管理者（1名） 班長（4名） ・・・計5名以上	防災センター（総合操作盤）を常時、監視・操作できる人数・・・常時1名以上	用途、面積、収容人員により算定 ・・・最低7名以上

表 2-2 自衛消防に関する制度が適用される建物

建物全体の用途		自衛消防組織 (法第8条の2の5)	防災センター要員 (条例第55条の2の3)	自衛消防活動中核要員 (条例第55条の5)			
(1)項	イ 劇場、映画館等 ロ 公会堂、集会場	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上10階以下で2万㎡以上 ・4階以下で5万㎡以上	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上	1万㎡以上又は 2千人以上	高層建築物で2万㎡以上		
(2)項	イ キャバレー、カフェー ロ 遊技場、ダンスホール ハ 風俗関連店舗 ニ カラオケボックス等						
	イ 待合、料理店 ロ 飲食店						
	(4)項 物品販売店舗						
(5)項	イ 旅館、ホテル ロ 共同住宅、寄宿舎			・15階以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上		5千㎡以上 3千㎡以上	
(6)項	イ 病院、診療所 ロ 社会福祉施設 (避難困難施設) ハ その他の社会福祉施設 ニ 幼稚園、特別支援学校	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上10階以下で2万㎡以上 ・4階以下で5万㎡以上	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上	1万㎡以上で 5百人以上	高層建築物で2万㎡以上		
	(7)項 学校			・15階以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上			
	(8)項 図書館、博物館					・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上	
	(9)項						イ 蒸気浴場、熱気浴場 ロ 公衆浴場
(10)項 停車場			・15階以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上				
(11)項 神社、寺院、教会	5千㎡以上						
(12)項	イ 工場、作業場 ロ スタジオ			1万㎡以上			
(13)項	イ 車庫、駐車場 ロ 航空機格納庫			3万㎡以上			
(14)項 倉庫							
(15)項 事務所等	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上10階以下で2万㎡以上 ・4階以下で5万㎡以上		・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 ※ 小特対象物を除く。 小特対象物は、(16)項 口の基準と同じ。	それぞれの用途で該当する 部分が存するもの又は(5) 項口部分を除き1万㎡以上 ※ 小特対象物を除く。 小特対象物は、(16) 項口の基準と同じ。		高層建築物で(5)項口部分 を除き2万㎡以上	
(16)項	イ 複合用途 (特定用途含む)			・15階以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上			(12)項、(13)項イ又は(15) 項の部分で該当する部分が 存するもの又は(5)項口部分 を除き3万㎡以上
	ロ 複合用途 (非特定用途のみ)		※対象用途の存する最上階及び 対象用途部分の床面積の 合計で算定する。				
(16の2)項 地下街			1千㎡以上	1千㎡以上		3千㎡以上	
(17)項	文化財		・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上10階以下で2万㎡以上 ・4階以下で5万㎡以上	5万㎡以上		高層建築物で2万㎡以上	
その他(危険物施設等)				・外タン又は内貯で1000倍 以上 ・指定可燃物で1500㎡以上			

※ 「小特対象物」とは、小規模特定用途複合防火対象物で、消防法施行規則第13条第1項第2号に定める特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下かつ300㎡未満のものをいいます。

表 2-3 中核要員数の算定方法

中核要員の人員は、次表より算出して得た数に6名を加えた数以上とする。

	建物用途	算 出 基 準
1	地下街	床面積 3,000 平方メートル以内ごとに 1 名
2	旅館・ホテル等	延べ面積 3,000 平方メートル以内ごとに 1 名
3	遊技場・風俗店舗・カラオケボックス・飲食店等	収容人員 300 人以内ごとに 1 名
4	物品販売店舗・展示場・工場・作業場・スタジオ	延べ面積 5,000 平方メートル以内ごとに 1 名
5	劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場	収容人員 2,000 人（屋外に設けられた観覧場等は 5,000 人）以内ごとに 1 名
6	駐車場・事務所等	延べ面積 10,000 平方メートル以内ごとに 1 名
7	病院・診療所	収容人員 500 人以内ごとに 1 名
8	複合用途（特定用途含む）	延べ面積（共同住宅部分を除く部分の床面積の合計）5,000 平方メートル以内ごとに 1 名
9	複合用途（非特定用途のみ） 小規模特定用途複合防火対象物	延べ面積（共同住宅部分を除く部分の床面積の合計）10,000 平方メートル以内ごとに 1 名
10	その他の高層建築物	延べ面積（共同住宅部分を除く部分の床面積の合計）10,000 平方メートル以内ごとに 1 名
11	① 屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所 指定数量（危険物政令で定める数量）の 1,000 倍以上の危険物を貯蔵するもの ② 指定可燃物を貯蔵又は取扱う防火対象物 床面積 1,500 平方メートル以上のもの	① 指定数量の 1,000 倍以内ごとに 1 名 ② 床面積 1,500 平方メートル以内ごとに 1 名

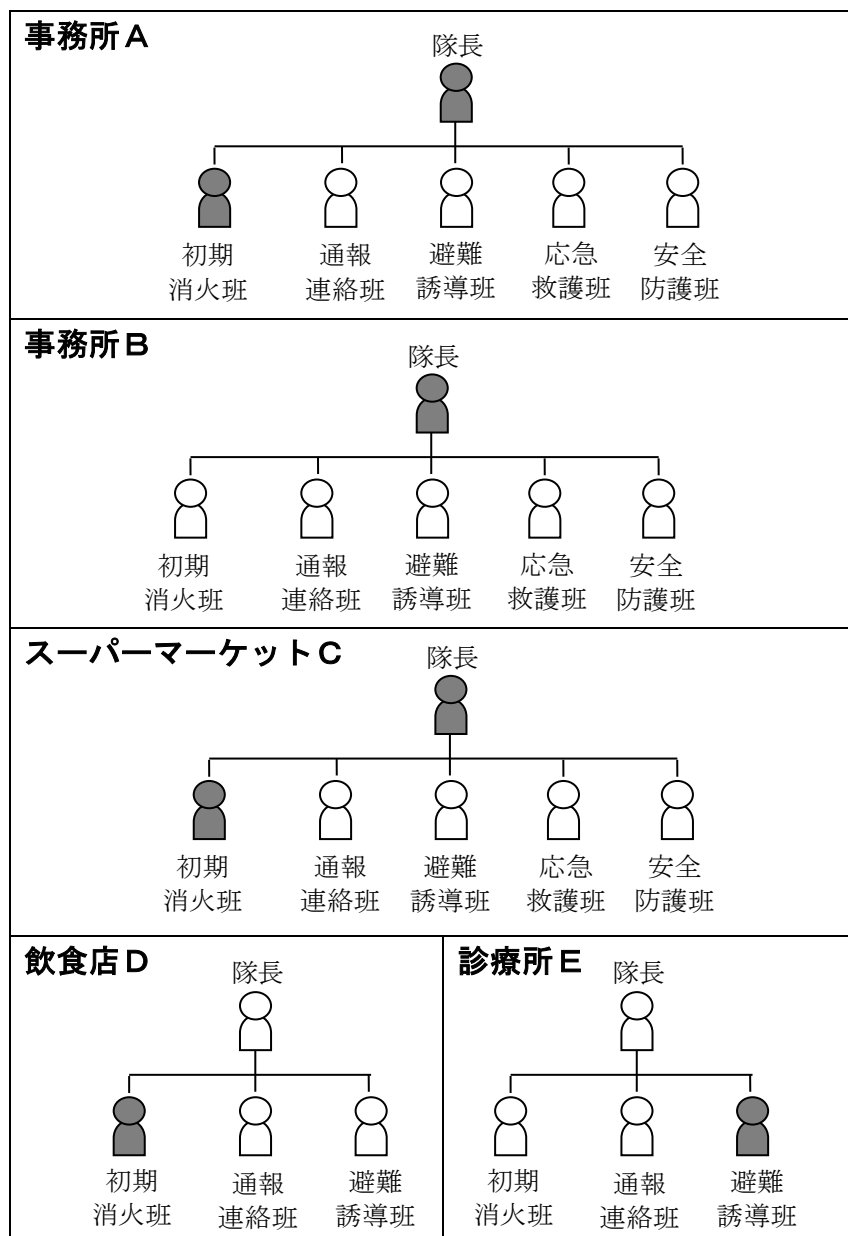
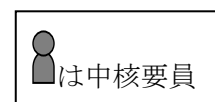


図 2-2 中核要員の配置イメージ



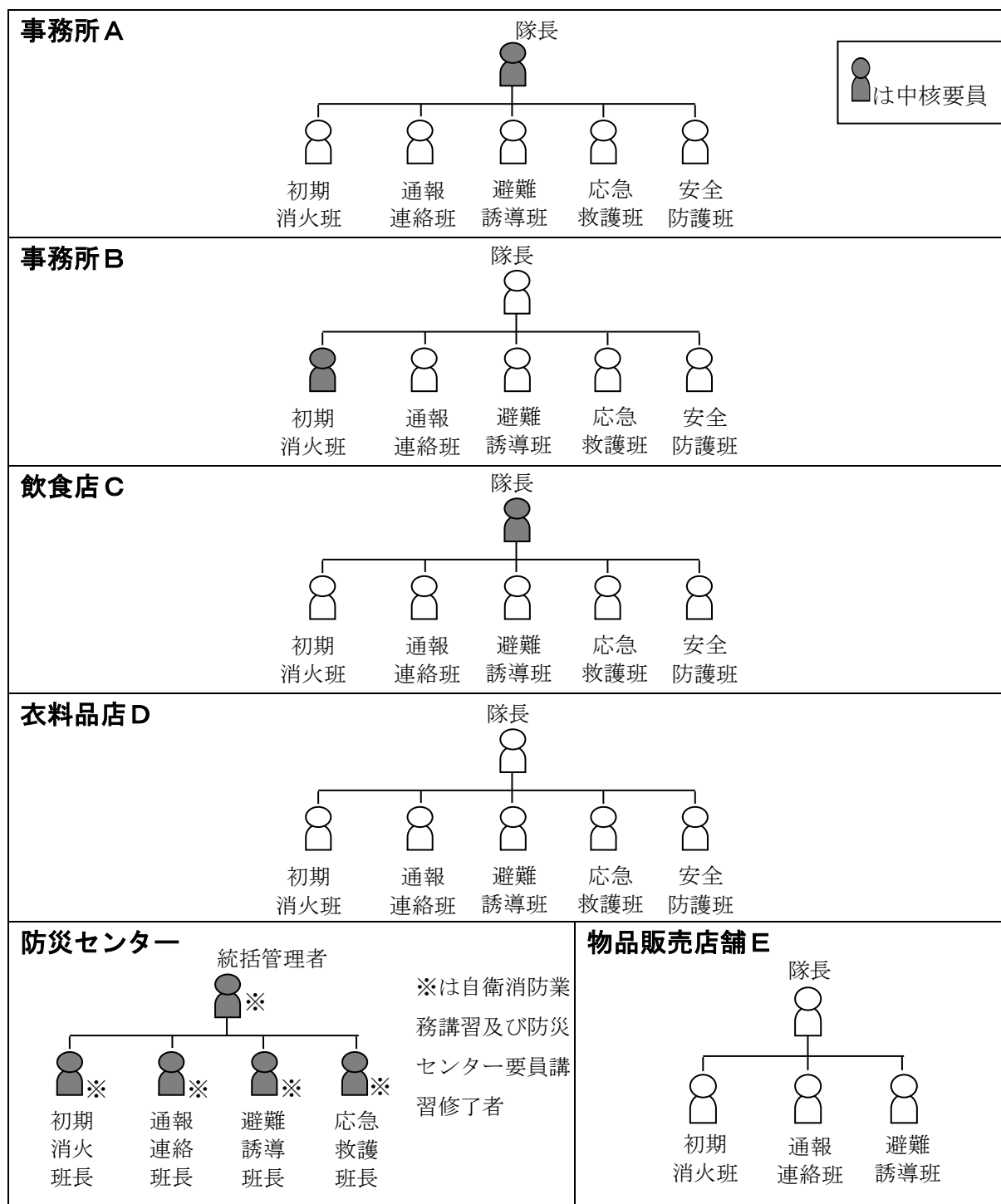


図 2-3 自衛消防組織の統括管理者等、防災センター要員、中核要員の配置イメージ

表 2-4 自衛消防業務講習と自衛消防技術試験の概要

	自衛消防業務講習	自衛消防技術試験
内容	災害が発生した場合に、自衛消防隊の統括や指揮に必要な知識や技術を講習（座学・実技）により習得する。	災害が発生した場合に、自衛消防隊の中心となって活動するために必要な知識や技術を試験（筆記・実技）により確認する。
試験・講習 内容（例）	○ 各種設備の取扱い要領 ・消火設備（消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等） ・警報設備（自動火災報知設備、放送設備等） ・避難設備 ○ 応急救護（AED、心肺蘇生、包帯法）の要領 ○ 火災発生時を想定した訓練 ○ 地震発生時を想定した図上訓練	○ 各種設備の取扱い要領 ・消火設備（消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等） ・警報設備（自動火災報知設備、放送設備等） ・避難設備 ○ 応急救護（AED、心肺蘇生、包帯法）の要領 ○ 火災発生時の自衛消防活動要領 ○ 地震発生時の自衛消防活動要領
試験・講習 の時間	2日（防火・防災管理講習修了者の場合には、科目免除により1日）	1日（合格までに自己学習の時間が必要）
資格の認定	講習（座学・実技）の修了	試験（筆記・実技）の合格（点数）
知識・技術 の習得方法	講師による解説及び実技指導	自己学習
資格の期限	再講習が必要（5年以内ごと）	無期限有効（再講習等なし）
他道府県で の活用可否	全国	東京消防庁管内のみ

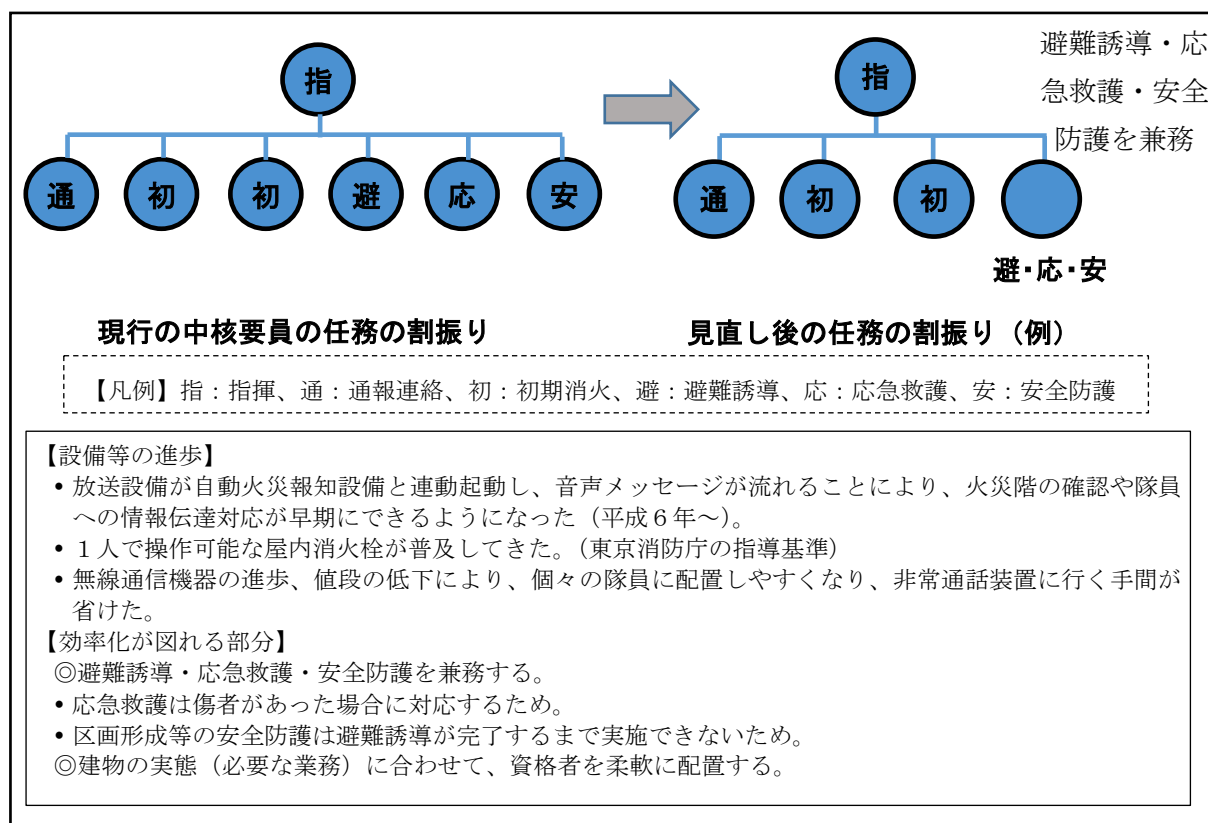


図 2-4 中核要員の最小人員の見直し

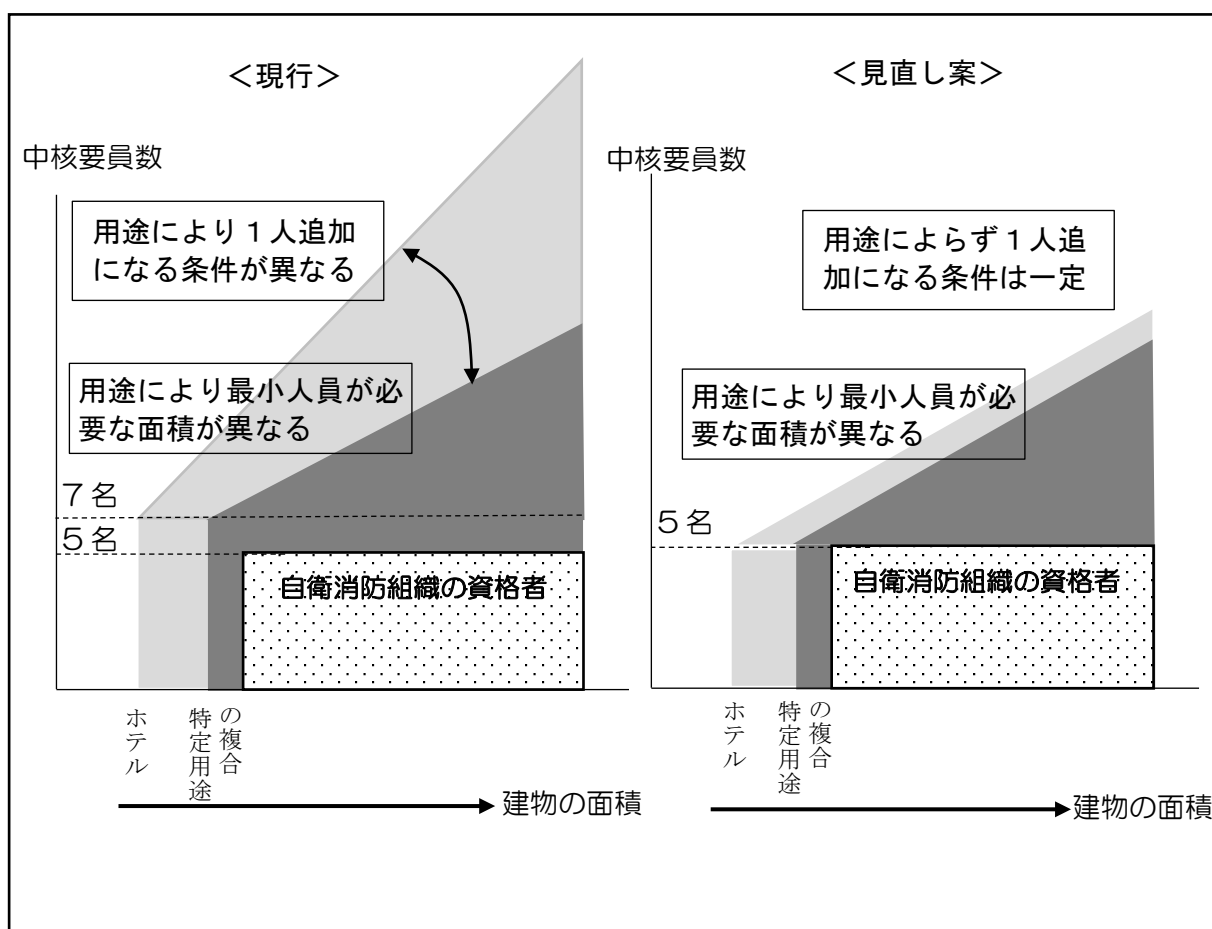


図 2-5 中核要員の加算人員の見直し（ホテルと特定用途の複合における加算の違い）

表 2-5 中核要員制度の周知方策

	現行	今後取り組むべき方策
指導対象	主に所有者・不動産会社・管理会社	必要に応じて事業所（テナント）にも指導を拡大
手段	①出向指導 ②指導書	①出向指導 ②指導書
指導用の媒体	制度の概要のリーフレット	①制度の概要のリーフレット（初指導用） ②必要性を訴えるリーフレット（※）（配置が進まない事業所用） ③指導用映像資料（※） ※ 奏功事例と対比することなどにより、必要性をより訴える内容のもの
指導時期	オープン前（確定していれば消防同意時）	建築計画時（コンサルタントや設計業者に対して、中核要員等の制度が必要なことを打合せ記録などに残してもらい施主に対して確実に伝わるようにする。）
防火管理講習での指導	制度の紹介	制度の紹介に合わせて、中核要員の必要性や有効性を周知する。（資格者を置くことのメリット）
本社指導	充足率の低い事業所の本社へ指導	①充足率の低い事業所の本社へ指導 ②定期的な本社への指導 ③業界団体主催の講習会や勉強会での周知
その他	なし	①様々なジャンルの雑誌等への制度普及等の投稿 ②中核要員の技術向上等の取組を取材、公開し、表彰等を検討 ③テナントから中核要員を出す必要がある建物には、所有者・不動産業者・管理会社等に対して、テナント側に、入居前に説明するように指導

【地区隊員編】  消火器での初期消火や避難誘導などの地区隊員として必要な現場での活動要領を学習する。避難誘導は、自分の勤務する建物の用途を選択し、用途別での避難誘導のポイントを学習する。	必要な部分のみを選択できる。
【本部隊員編（防災センター側）】  自衛消防隊の指揮要領や地区隊との連携などを学習する。自動火災報知設備や放送設備の取扱い方法や防災センター等で操作可能な設備などを学習する。	
【本部隊員編（現場駆付け側）】  非常用エレベーターの使用方法、屋内消火栓の使用方法、避難誘導の判断、区画形成要領など本部隊としての活動要領を学習する。避難誘導は、自分の勤務する建物の用途を選択し、用途別での避難誘導のポイントを学習する。	
【設備の使用方法編】  自動火災報知設備、総合操作盤、放送設備（手動・連動）、火災通報装置（連動通報）、消火器、屋内消火栓（1号・2号）、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備・泡消火設備（手動・自動）、避難器具、非常用エレベーター、防火区画（防火戸・シャッター・排煙）など	

図 2-6 自己学習のためのウェブ教材の提供

①消火器や屋内消火栓の実放水  30分	②避難誘導の際のポイント  30分	③自動火災報知設備・放送設備の操作  30分	④非常用エレベーターの操作方法  30分
半日の間に同様の内容を4回実施。 受講者は、自分の役割に合った部分のみを受講する。 <例> テナントの自衛消防隊員 → ①、② 本部隊員（駆付け） → ①、③、④			

図 2-7 自衛消防技術向上のための実技講習会

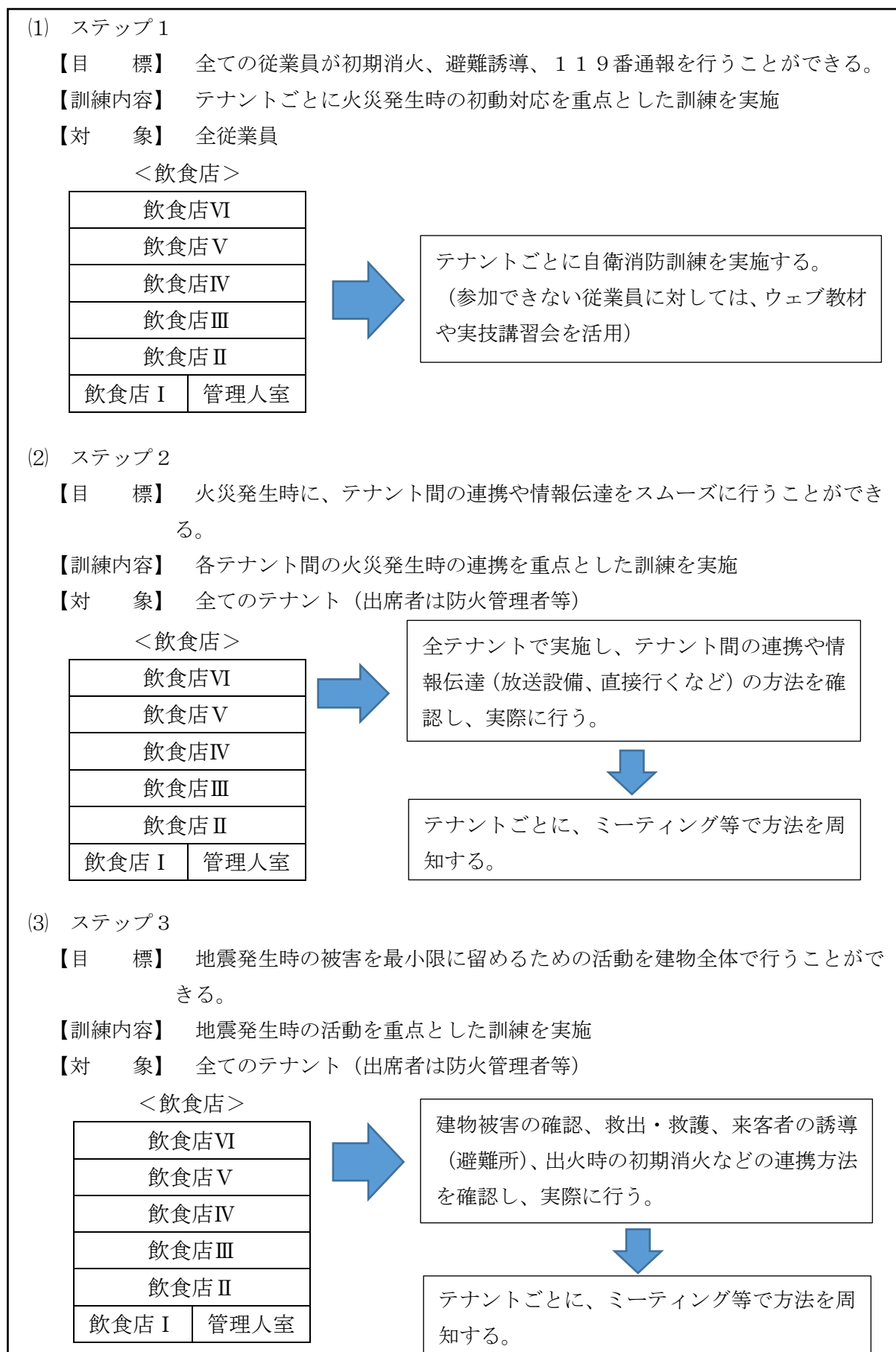


図2-8 訓練の指導方法の改善